

海老名から振り込め詐欺をなくそう

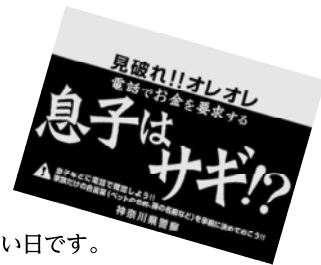
平成27年中の市内での発生件数は13件、被害額は約3,800万円となっています。なお、同時期の県内での発生件数は993件、被害額は約32億7,700万円でした。「えびなメール」や「防災行政無線」などでお知らせをする日は、犯人からの電話が特に多い日です。不審な電話でお金の話がでたら、振り込め詐欺を疑い、家族や警察に相談しましょう。

海老名警察署生活安全課 ☎(232)0110

ちょっと待って！ それって振り込め詐欺じゃないですか

還付金手続きと称して、市役所や税務署の職員が銀行ATM機を使う還付手続きの指示をすることは絶対にありません。自宅や指定場所に会社の上司や同僚を装った者が受け取りにくる「手渡し型」や、最近ではマイナンバー制度に便乗した振り込め詐欺も増えてきました。

これらの被害に遭った人のほとんどが振り込め詐欺を知っているにもかかわらず、だまされてしまっています。「オレ、オレだよ」にだまされないよう、本人に事実の確認ができるまでは、お金の振り込みや手渡しをしないでください。



振り込め詐欺に遭わないために…

- ・家族だけの合い言葉を決めましょう
- ・留守番電話機能がある場合は設定をしましょう
- ・知らない人がお金を取りに来ても絶対に渡さないようにしましょう
- ・「オレ、オレだよ」と電話がかかってきたら、息子や孫にかけ直して事実確認をしましょう

主な手口

- ・息子や孫を名乗る者から「カバンを忘れた」「風邪をひいた」「携帯電話の番号が変わった」「会社の携帯電話を使っている」「会社のお金を使い込んでしまった」「女性を妊娠させてしまったのでお金が必要」などの連絡があった
- ・会社の知り合いなど、本人以外の者がお金を受け取りに行くと言われた
- ・警察や自治体、金融機関などの職員を名乗る者から「キャッシュカードを預かります」と言われた
- ・「有料サイトの登録料金が未払いになっており、放置すると訴訟履歴がマイナンバーに登録される」など、業者への連絡を求めるメールが送られてきた
- ・マイナンバーに関連して、「あなたの個人情報が流出しているので削除を代行する」といった内容の電話がかかってきた

自転車の交通ルールとマナーを守ろう



自転車は道路交通法上、「軽車両」に分類される乗り物で、走行時には守るべきルールとマナーがあります。平成27年中に市内で発生した自転車事故は100件。このうちの多くが、自転車を運転する側のルール違反が原因です。

もうすぐ4月。新学期が始まり、新たに自転車通学や通勤をする方も増える季節です。交通ルールとマナーを守り、正しく自転車に乗るようにしてください。

圏地域自治推進課 ☎(235)4789

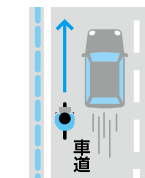
自転車の正しい通行場所

道路の端(原則として道路の左側)を通行しましょう。

歩道と車両の区別がある道路では車道の左側、歩道がない道路では道路の左側に寄って通行しなければなりません。



歩道あり



歩道なし

「歩道通行可」を示す標識などがある場合は、例外的に歩道通行が可能です。標識がない場合でも、次に該当する場合は歩道を通行することができます。



「歩道通行可」



「自転車マークのある歩道」

- 13歳未満の子どものや70歳以上の方が運転するとき
- 身体の不自由な方が運転するとき
- 車道で道路工事をしているとき
- 道幅が狭くて車が多いとき
- 車道通行が危険なとき

自転車の交通ルールとマナー

- ・一時停止の見通しが悪い場所では必ず停止し、左右の安全を確認して通行しましょう
- ・傘さし運転や携帯電話、スマートフォンを操作しながらの手離し運転、イヤホンなどをしたままでの運転はやめましょう
- ・夜間はライトを点灯しましょう
- ・飲酒運転は禁止です
- ・歩道での走行時は徐行をするなど、歩行者の安全を確保しましょう
- ・歩行者が多い駅前や、体の不自由な方の近くでは、自転車から降りて押して歩きましょう
- ・ブレーキや前照灯などの点検をしましょう
- ・子どもにはヘルメットを着用させましょう
- ・自転車事故による高額な損害賠償請求をされることもあるため、**自転車損害賠償保険**に加入しましょう

新入学児童を交通事故から守ろう

「子どもの目線で止まる・見る・待つ!」

小学生の歩行中の交通事故原因はほとんどが道路への「飛び出し」です。必ず止まって、左右を見てから横断歩道を渡りましょう。

新入学児童の保護者は、お子さんと一緒に通学路を歩き、子どもの目線で危険な場所や安全確認が必要な場所を見つけ、その理由と安全な通行方法を教えてあげてください。